

特定非営利活動法人 全日本柔道普及会 定款

定款制定 平成11年12月14日
定款変更 平成17年07月12日
定款変更 平成20年06月03日
定款変更 平成23年02月26日

第1章 総 則

- 第 1 条 (名 称)
この法人は、特定非営利活動法人全日本柔道普及会という。
- 第 2 条 (事 務 所)
この法人は、事務局を東京都荒川区東日暮里五丁目18番13号 におく。
- 第 3 条 (目 的)
この法人は、講道館柔道を愛好する者を主体に、柔道を普及育成して、体力向上と青少年の健全育成等柔道精神の涵養に資し、もって社会文化の進展と国際親善に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 (特定非営利活動の種類)
この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(3) 子どもの健全育成を図る活動
- 第 5 条 (事業の種類)
この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
(1) 柔道の普及育成と道場の振興
(2) 柔道精神を通して青少年の健全化指導
(3) 道場相互の親睦交流と広報活動
(4) 柔道まつりの開催
(5) 柔道整復師に対する医療教育の実施
(6) その他目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

- 第 6 条 (種 別)
この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人並びに団体
(2) 名誉会員 この法人の運営に貢献し、役員を退任した者で、常任理事会が推薦した者
(3) 特別会員 技術の練達、有識者で、常任理事会が推薦した者
(4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、法人の発展に協力を申し出た個人並びに法人
- 第 7 条 (入 会)
正会員は、道場主(館長)及び柔道の普及育成を図る団体並びに柔道愛好者とする。
2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、その者が第一項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 第 8 条 (名 誉 会 員)
名誉会員は、この法人の運営に貢献し、役員を退任した者並びに有識者とする。
- 第 9 条 (特 別 会 員)
特別会員は、柔道に関する技術知識に優れ、この法人の運営並びに技術の練磨について助言と指導を与える者とする。
- 第 10 条 (賛 助 会 員)
賛助会員は、柔道愛好者で柔道の振興、発展に心を寄せる個人又は団体とする。

- 第 11 条 2 入会手続きは第7条第2項、3項、4項に準ずる。
 (会 費)
 正会員並びに賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 第 12 条 (会員資格の喪失)
 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 (1) 退会届の提出をしたとき
 (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は正会員である団体が消滅したとき
 (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
 (4) 除名されたとき
- 第 13 条 (退 会)
 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
- 第 14 条 (除 名)
 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
 (1) この定款等に違反したとき。
 (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規程により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 第 15 条 (抛出金品の不返還)
 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

- 第 16 条 (種別及び定数)
 この法人に、次の役員をおく。
- | | |
|----------|------------|
| (1) 理事 | 15名以上30名以内 |
| (2) 監事 | 2名 |
- 2 理事のうち、理事長は1名、副理事長は3名以内、専務理事は1名、常務理事は2名、常任理事は8名以内とする。
- 第 17 条 (選任等)
 この法人の役員は、総会において選任する。
- 2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事、常任理事並びに理事は常任理事会が推薦する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の会員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 第 18 条 (職 務)
 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、予め指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会で決定された委嘱業務を統理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 (2) この法人の財産の状況を監査すること
 (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること
- 第 19 条 (任期等)
 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任

- 者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 第 20 条 (欠員補充)
理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
- 第 21 条 (解任)
役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。
(3) 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
- 第 22 条 (報酬)
役員は、その総数の5分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

- 第 23 条 (種別)
この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 第 24 条 (総会の構成)
総会は、正会員をもって構成する。
- 第 25 条 (総会の権能)
総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 会員の除名
(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
(5) 事業報告及び収支決算
(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7) 会費の額
(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第54条において同じ。)
(9) 新たな義務の負担及び権利の放棄
(10) 事務局の組織及び運営
(11) その他運営に関する重要事項
- 第 26 条 (総会の開催)
通常総会は毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
(3) 監事が第18条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき
- 第 27 条 (総会の招集)
総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 第 28 条 (総会の議長)
総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。
- 第 29 条 (総会の定足数)
総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。
- 第 30 条 (総会の議決)
総会における議決事項は、第27条第3項の規定によって予め通知した事項とする。
2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決

- し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第 31 条 (総会での表決権等)
各正会員の表決権は平等なものとする。
- 2 止むを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 第 32 条 (総会の議事録)
総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。
- 第 33 条 (理事会の構成)
理事会は、理事をもって構成する。
- 第 34 条 (理事会の権能)
理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 第 35 条 (理事会の開催)
理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき
(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき
- 第 36 条 (理事会の招集)
理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前2号の場合にはその日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 第 37 条 (理事会の議長)
理事会の議長は、理事長があたる。
- 第 38 条 (理事会の議決)
理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によって予め通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第 39 条 (理事会の表決権等)
各理事の表決権は平等なものとする。
- 2 止むを得ない理由により理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 第 40 条 (理事会の議事録)
理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
(2) 理事総数及び出席者及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は署名しなければならない。
- 第 41 条 (常任理事会)
理事会内に業務執行を迅速化するため、常任理事会を設ける。
- 第 42 条 (常任理事会の構成)
常任理事会は理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常任理事で構成する。
- 第 43 条 (常任理事会の運営)
常任理事会の運営は原則として第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条を準用する。
但し、急を要する事項の場合、開催日の前日までに口頭で開催日時、場所、目的及び審議事項を通知することができる。

第5章 資 産

- 第 44 条 (資産の構成)
この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入
- 第 45 条 (資産の管理)
この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

- 第 46 条 (会計の原則)
この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。
- 第 47 条 (会計区分)
この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。
- 第 48 条 (事業年度)
この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- 第 49 条 (事業計画及び予算)
この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
- 第 50 条 (暫定予算)
前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 第 51 条 (予備費)
予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 第 52 条 (予算の追加及び更正)
予算成立後に止むを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることが出来る。
- 第 53 条 (事業報告及び決算)
この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
- 第 54 条 (臨機の措置)
予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

- 第 55 条 (定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- 第 56 条 (解 散)
この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の議決
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立認証の取消
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。
- 第 57 条 (清算人の選任)
この法人が解散したときは、理事が清算人となる。但し、合併の場合による解散を除く。
- 第 58 条 (残余財産の帰属)
この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。
- 第 59 条 (合 併)
この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

- 第 60 条 (公告の方法)
この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

- 第 61 条 (事務局の設置)
この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員をおく。
- 第 62 条 (職員の任免)
事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。
- 第 63 条 (組織及び運営)
事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

- 第 64 条 (細 則)
この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。(平成11年12月14日法人登記)
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は第19条第一項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成12年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成11年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第49条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第11条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
正会員年会費 一人 10,000 円
但し、個人資格で入会した正会員の年会費は 3,000 円
賛助会費 一口 10,000 円

別 表

| (役 職) | (氏 名) | (役 職) | (氏 名) |
|-------|-------|-------|-------|
| 理 事 | 河野 稔 | 理 事 | 大川真一郎 |
| 理 事 | 飯塚 直次 | 理 事 | 津幡 満 |
| 理 事 | 網井 照高 | 理 事 | 青地球磨男 |
| 理 事 | 河野 暲子 | 理 事 | 岡 有一 |
| 理 事 | 村上 正敏 | 理 事 | 小杉 幸博 |
| 理 事 | 佐藤 通祐 | 理 事 | 目鳥 孝子 |
| 理 事 | 市島 暹 | 監 事 | 坂口太一郎 |
| 理 事 | 梅津 勝子 | 監 事 | 川崎喜一郎 |
| 理 事 | 神田 真虎 | | |

附 則
この定款は、平成17年7月12日から施行する。

附 則
この定款は、平成20年6月3日から施行する。

附 則
この定款は、平成23年2月26日から施行する。

これは当法人の定款である。

理 事 梅 津 勝 子